

(「災害その他やむを得ない理由」の意義)

8 の 2—7 令第 28 条ただし書《原産地証明書の提出猶予》及び令第 29 条ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者(その代理人を含む。)の責任によらないものをいう。
- (2) 「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。

ただし、令別表第 1 の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後 6 か月以内において当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情があるものについては、「その他やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。